

# 第2次地域福祉計画策定方針について

平成29年12月14日

第1回 第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

# 長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

## ■ 地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づき、市の地域福祉を推進するために策定する基本計画



### 地域福祉とは・・・

少子高齢化や核家族化などにより住民間の結びつきが希薄になるなど、家族や地域の機能の低下が指摘されています。また、生活が多様化する中で、行政からのサービス提供のみでは十分な対応ができないケースが増加し、孤立死、ひきこもり、自殺、DV、虐待などが新たな社会問題となっています。今後、このような問題に対応し、誰もが、年齢や障がいの有無などにかかわらず、住み慣れたまちで安心して暮らせるようにするためには、行政や社会福祉事業者などの連携、協働によってサービス基盤を充実することはもとより、自治会、ボランティア、NPO法人など様々な組織が連携して、課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

現計画は、平成26年から30年までの5カ年計画

～第1次地域福祉計画から～

気づく

近所のおばあさん、  
元気がないけど  
大丈夫かしら？



「おせっかいさん」が  
活躍する まちづくり

つながる

何か困ってない？



たつせがある



届く

こんな制度が  
ありますよ！



私、お-

支え合う

私のできることは、  
お手伝いしますよ！！



「気づき、つながり、届き、支え合う、たつせがあるまち ながくて」

# ～第1次地域福祉計画から～

基本理念

基本目標・基本施策

主な新規事業

気づき、つながり、届き、支え合う、  
たつせがあるまち  
ながくて

基本目標1 みんなが「**気づく**」きっかけ、場があるまち

- 基本施策(1) みんなが情報を受け取れる環境づくり
- 基本施策(2) みんなで見守る体制づくり
- 基本施策(3) 困りごと、悩みごとに気づいてもらえるまちづくり

- ・支え合いマップづくり
- ・広報紙配達時の状況確認
- ・5歳児健康診査事業

基本目標2 みんなが「**つながる**」楽しさを知るまち

- 基本施策(4) 地域がつながる仕組みづくり
- 基本施策(5) いつでも相談ができる人がある地域づくり
- 基本施策(6) 市民・事業者・行政のネットワークづくり

- ・在宅医療福祉連携事業
- ・徘徊高齢者検索模擬訓練
- ・生活困窮者自立促進支援事業

基本目標3 みんなに「**届く**」安心なまち

- 基本施策(7) 困っている人を支える体制づくり
- 基本施策(8) ずっと住み慣れた地域で元気に暮らせる環境づくり
- 基本施策(9) 生きがいを持って暮らすまちづくり

- ・病児病後児保育事業
- ・児童発達支援センター設置事業

基本目標4 みんなで「**支え合う**」喜びを知るまち

- 基本施策(10) お互いを知り合える地域づくり
- 基本施策(11) 気軽に「助けて」と言い合える人づくり
- 基本施策(12) 支え合えるまちづくり

- ・地域福祉ポイント制度
- ・避難所運営ゲーム(HUG)推進

基本目標5 みんなに「**たつせがある**」成長できるまち

- 基本施策(13) 一人ひとりが考え、学び、成長する機会づくり
- 基本施策(14) みんなに役割と居場所がある地域づくり
- 基本施策(15) 福祉関係者の専門性を高める意識づくり

- ・地域福祉計画の推進
- ・健康マイレージ事業

## 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定方針

### ■ 策定の趣旨

本市では、平成26年9月に地域福祉計画を策定し、地域住民により支え合い体制の充実化を図ってきた。地域福祉計画に掲げる事業は、短期間で完結するものではなく、中長期的な展望にたって取り組む必要がある。

今回、第2次地域福祉計画の策定にあたり、基本的には第1次計画を継承するとともに、社会福祉法改正や制度の変更など、本市を取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな視点も取り入れて行く。

### ■ 計画策定の視点

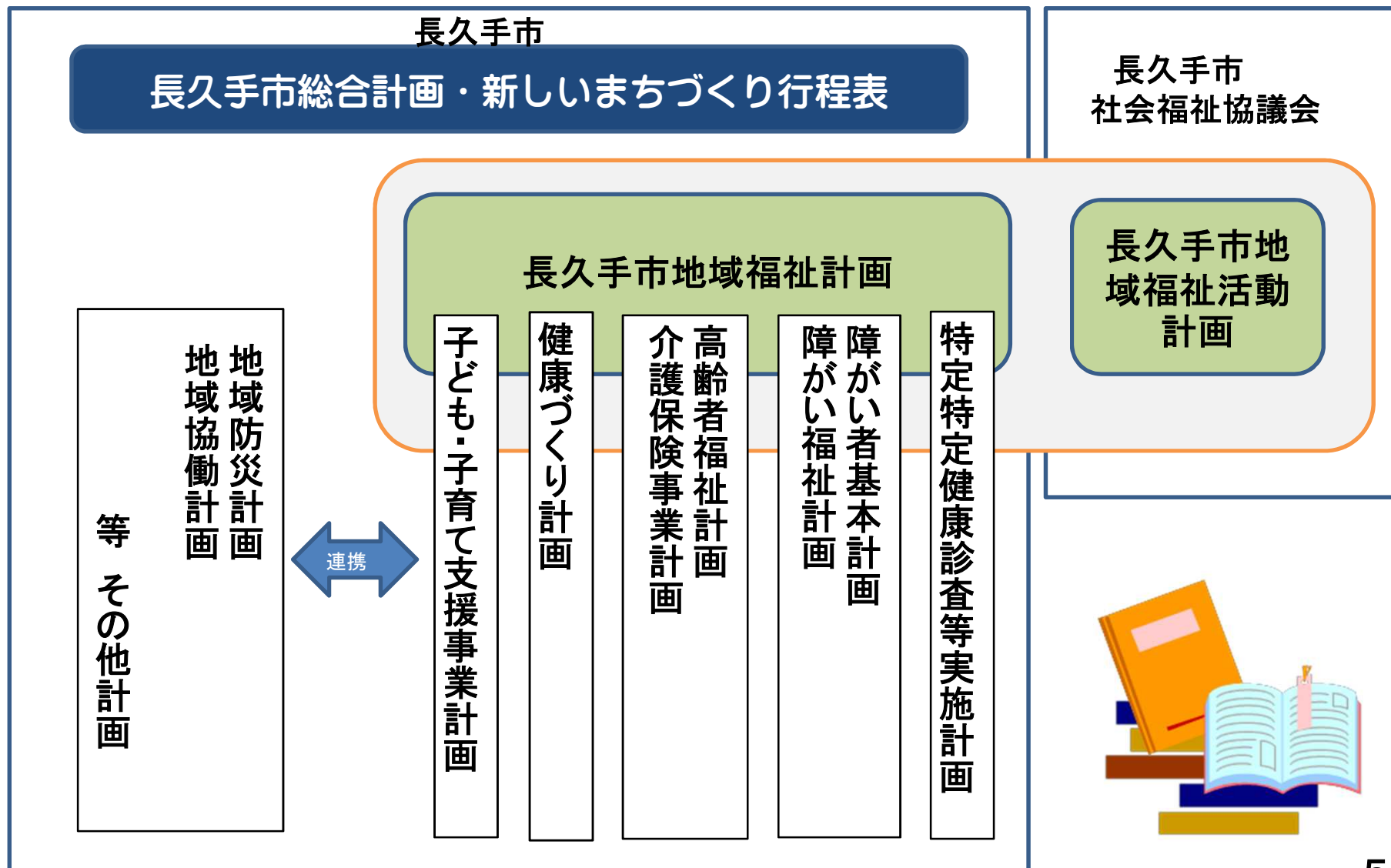
- 地域福祉の主体となるのは地域で生活する住民であることから、策定にあたっては、住民参加により広く意見を反映していく。
- 住民主体として地域福祉を推進していく観点から、本計画においては「市民の取組プラン(仮称)」として、市民の方々が取り組む計画を策定する。
- 地域包括ケアシステムを包含した地域共生社会の実現に向けた考え方は、本市の目指す「地域福祉の実現」に共通するものとして、本計画についても、『地域共生社会』実現に向けた視点で策定する。

### ■ 計画の位置づけ

- 長久手市総合計画・新しいまちづくり行程表に基づいて策定
- 社会福祉法第107条に基づき、市町村の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めた計画として、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障がい者基本計画・障害福祉計画等の分野別の計画を横断的に策定する上位計画として位置づける。

# 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定方針

## ■ 計画の位置付け



## 第5次長久手市総合計画



長久手市が目指す10年後の  
姿やそのための取組を示す

「まちづくりの指針」

現行の計画（H21年度～H30年度）

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、地域の助け合いによる地域福祉を推進し、お互いに支え合うまちを目指します。

# 次期総合計画 策定方針

－ 2050 年に向け、市民主体のまちづくり文化を育む種を蒔こう！！－

## ■基本方針

本市では、今後もしばらくは人口が増加しますが、いずれは人口減少に転じると予想されており、次期総合計画では、そのための準備として、行政だけでなく市民を中心とした各主体が役割分担をし、まちづくりを担うことが求められています。

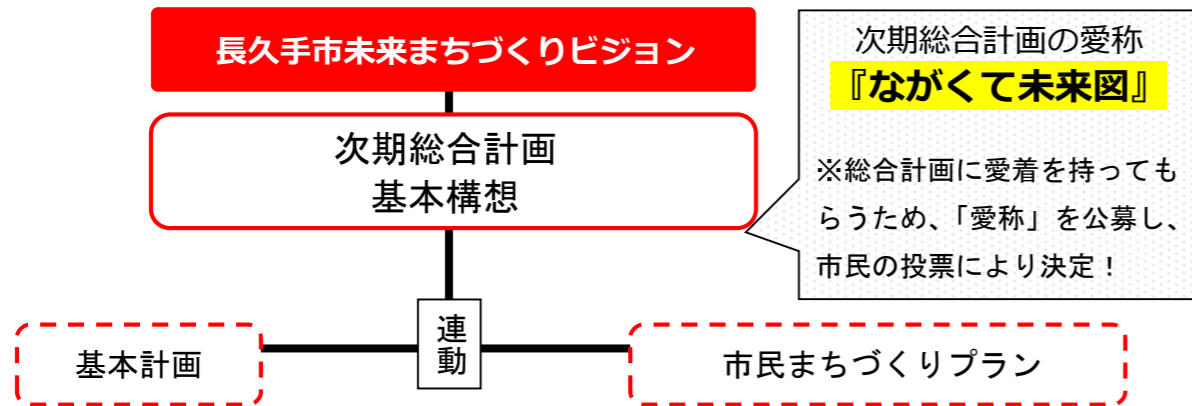
また、同時に、しばらく続く人口増加への対応として、子育て支援等の施策のほか、次代を担う若者が積極的にまちづくりに参画する仕組みが必要となります。

次期総合計画では、2050 年には、子どもからお年寄りまでみんながまちづくりに関わることが「当たり前」となって「文化」として根付くよう、そのファーストステップとして、多くの市民にまちでの役割を担ってもらう（＝種を蒔く）ことを目指します。

## ■計画策定過程で目指す3つのこと

多くの市民が策定に関わること | 「まちづくり」を「我が事」と捉える市民を増やすこと | 市民同士のつながりが生まれ、計画実行を担う市民を育てること

## ■計画の構成

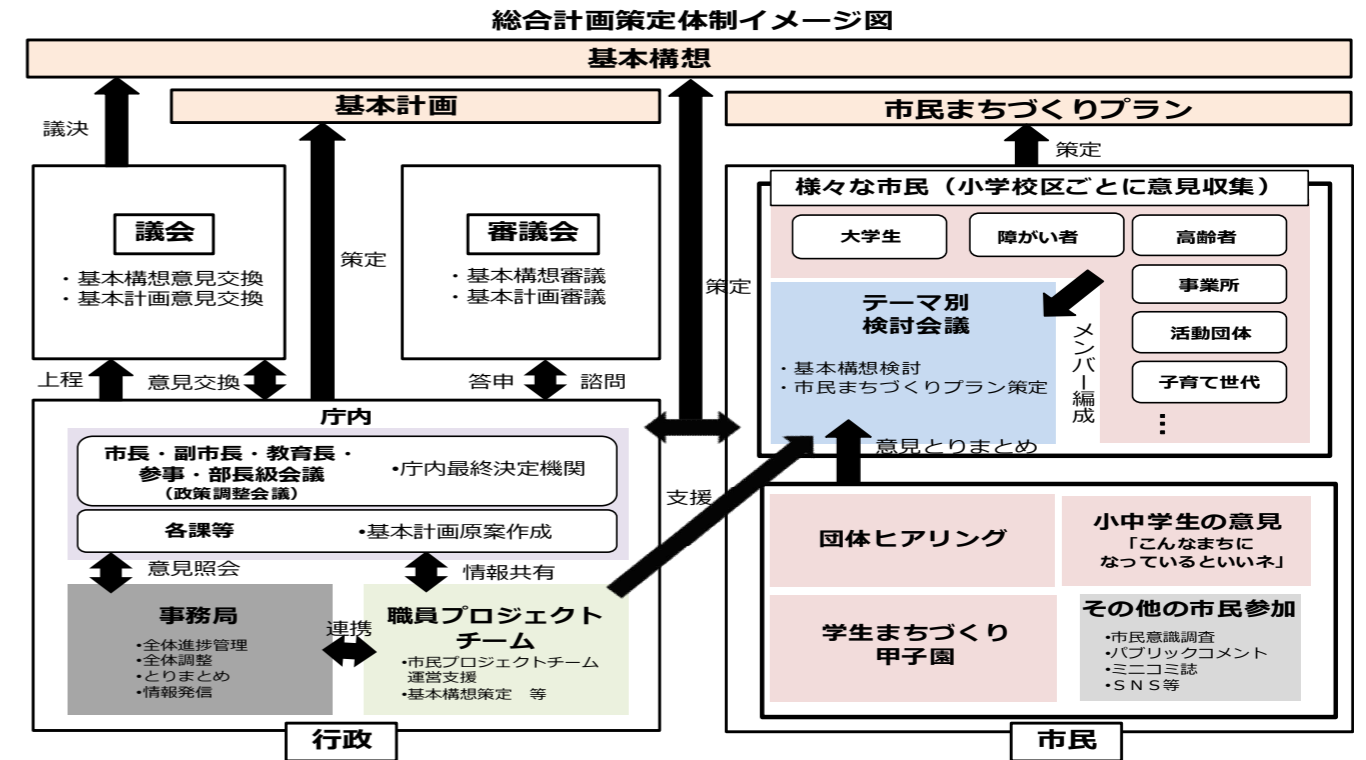


- 基本構想  
本市が目指す将来像とその実現のための方針をまとめたもの  
期間：平成31年度～平成40年度（10年間）
- 基本計画  
基本構想の実現のため、行政が実施する内容をまとめたもの  
期間：平成31年度～平成35年度（5年間）
- 市民まちづくりプラン  
基本構想の実現のため、市民が実施する内容をまとめたもの  
期間：平成31年度～（基本構想の範囲内で、市民と一緒に検討）

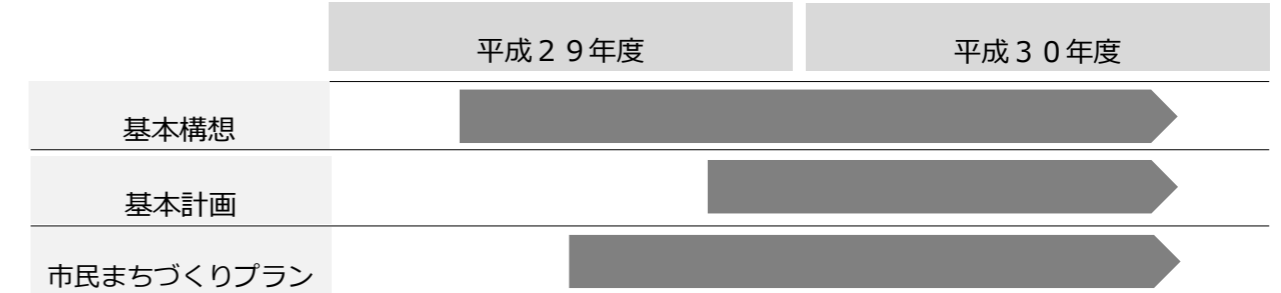
## ■策定期限

平成30年度中に策定  
※基本構想については、平成30年12月議会で議決予定

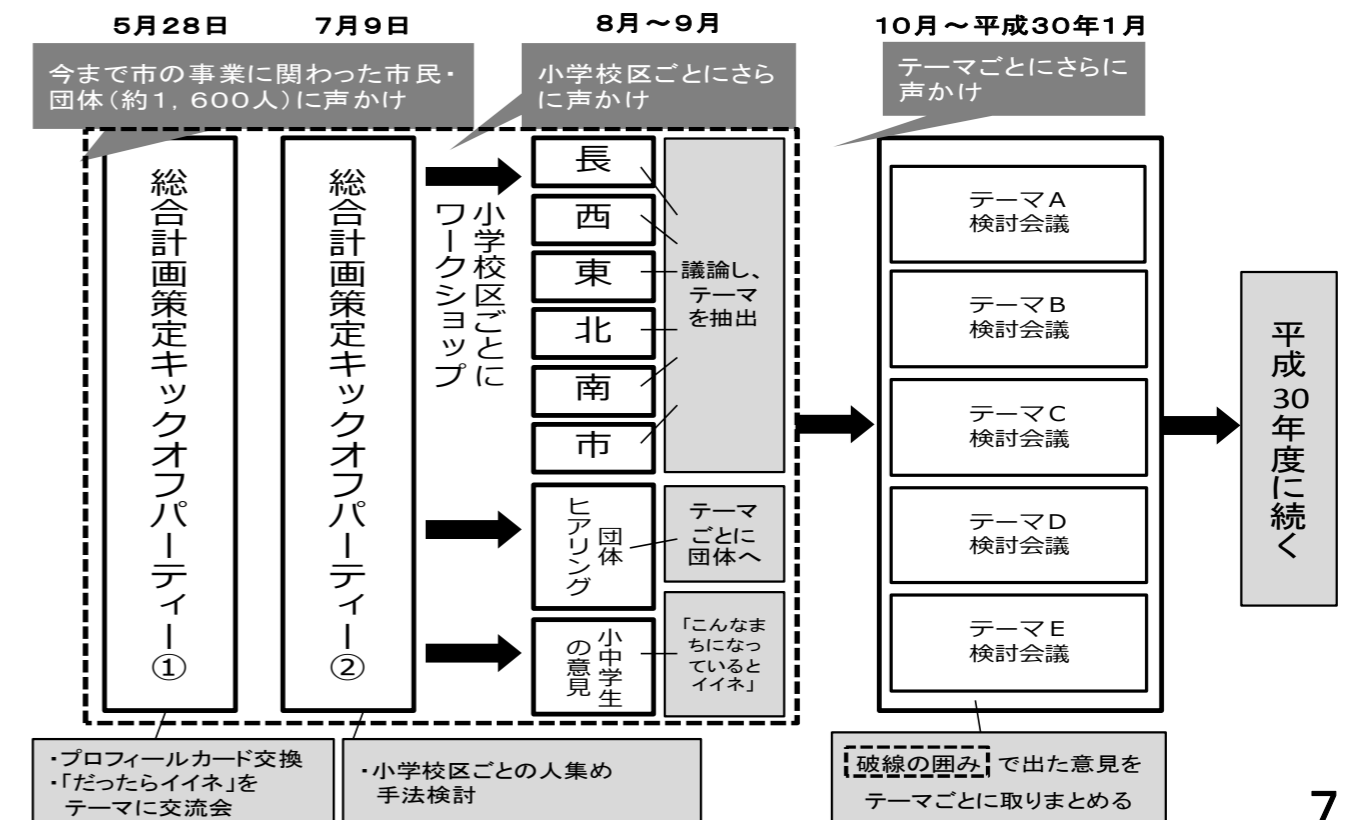
## ■策定体制イメージ図



## ■全体スケジュール

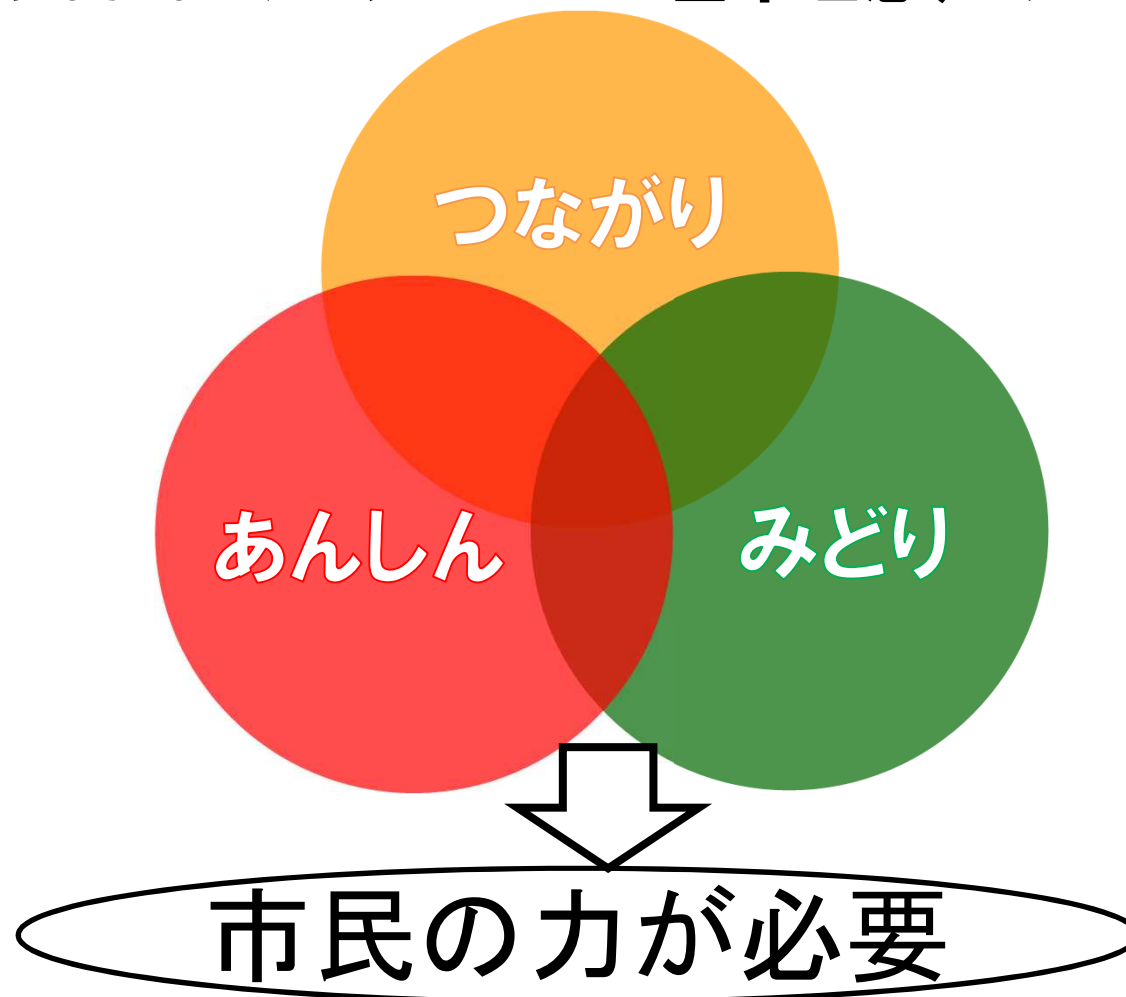


## ■平成29年度の市民参画の流れ



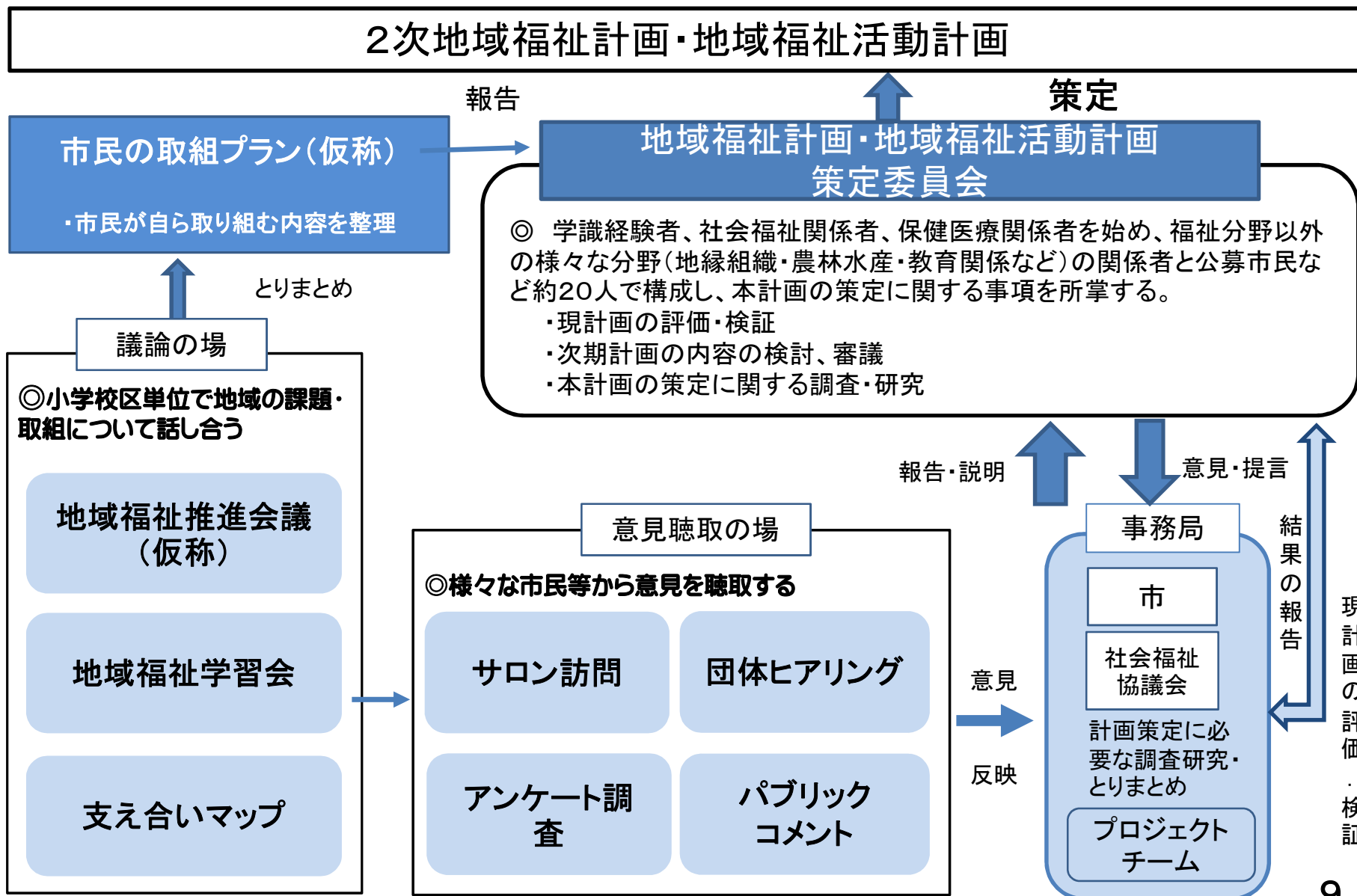


つながり・あんしん・みどり ～3つの基本理念(フラッグ)～



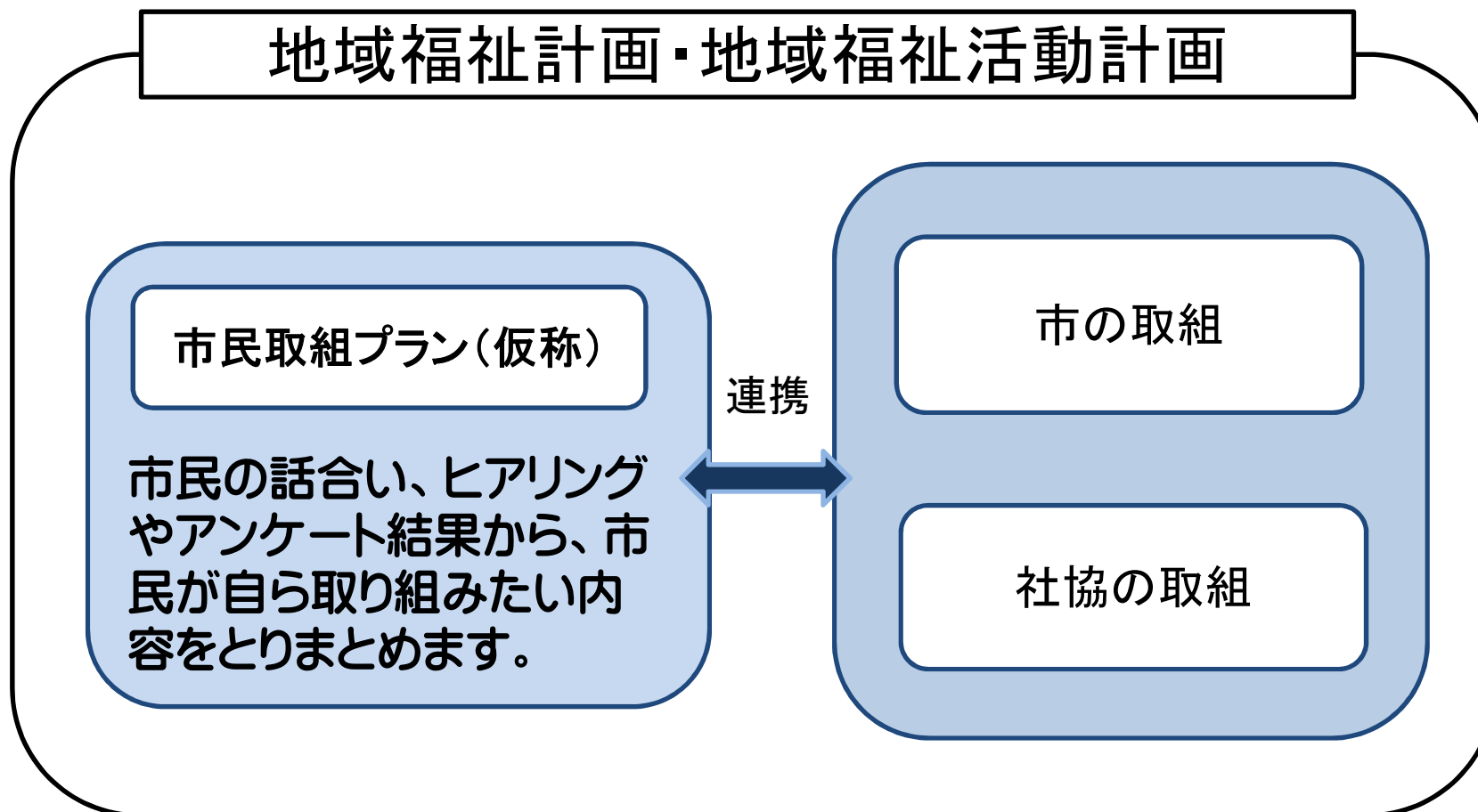
# 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定方針

## ■策定体制イメージ図



## 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定方針

### ■ 計画の構成



### ■ 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間

## ■第2期地域福祉計画策定今後のスケジュール

